

4. 芸能実演家等のキャリア形成のための論考

本節は、労働法等を専門とする研究者に依頼して、実演家以外のキャリア形成の現状に言及しつつ、職能横断的な視点をもとに提言をまとめてもらったものであり、芸団協の提言を議論するにあたっての参考とさせてもらった論考である。

4. 1. はじめに

本稿は、今回、(社)日本芸能実演家団体協議会(以下、芸団協)により行われたキャリア調査結果と、芸能実演家にかかわる諸制度を踏まえて、①芸能実演家のためのキャリア向上施策、及び、②キャリア転換のための施策を提案するものである。それぞれの検討では、国・地方公共団体に求められる施策と、芸団協自身が行うべきであると考えられる施策とを分けて論じた。また、企業・財団に求められる施策は、個別の企業理念や財団の目的により異なり、一律に論じることはできないことから、本提案から除外した。

以下では、まず、わが国における労働者の能力開発にかかわる政策・制度とその特徴、および、学術・教育における専門家能力の向上に関する政策・制度とその特徴を概観する。その上で、個別に、芸能実演家のキャリア向上施策、およびキャリア転換施策を提案する。

4. 2. わが国における労働者・専門家のキャリアアップ・転換に関する施策

日本の労働者に対する本格的な「職業訓練」は、急速な工業化による技能労働者の大幅な不足への対策として制定された、昭和33年職業訓練法までさかのぼることができる。この時代の「職業訓練」の中心は、政府等が直接職業訓練を実施する公共職業訓練であった。その後、企業内で実施される教育訓練の重要性が強調されるようになると、それにしたがって職業訓練法自体も改正を繰り返してきたが、その集大成といえるものが職業訓練法の法律名の改称を伴った、昭和60年職業訓練法の改正＝職業能力開発促進法の制定である。

企業内の教育訓練の支援は、いわゆる長期雇用慣行が成立し、定年まで一つの企業のみで就業生活が完結するような場合は機能するのであるが、現在のように雇用の流動化が急速に進んでいる状況では、必ずしも十分なものとはいえない。雇用の流動化、すなわち労働者個人が労働市場に直接向き合わなければならない状況では、個別の労働者が、自己の「商品力」をいかに高めるか否かの選択について多くの責任と(費用等の)負担を負っているものであり、その点を考慮した新たな支援策が必要となってくる。この点に着目して、労働者個人のキャリアアップの重要性とそれに対する支援策を中心としてプログラムの再構築を図ったものが、平成13年職業能力開発促進法の改正である。職業能力開発促進法第2条において、「職業生活設計」を「労働者が、自らその長期にわたる職業生活における職業に関する目的を定めるとともに、その目的の実現を図るため、その適性、職業経験その他の実情に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組その他の事項について自ら計画することをいう」と定義した上で、第3条において「・・・職業能力の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われること」と基本理念を掲げている。つまり、労働者の個人のキャリア形成

とキャリアアップについては、一方的に押し付けられるものではなく、その能力と責任において自発的に考えていくものであり、それを側面から支援するのが国の責務であることがはっきりと示されているのである。さらに、職業能力開発促進法を受けて制定されている第7次職業能力開発基本計画（平成13・5・23厚労告第199号）では、労働者個人のキャリア形成支援の必要性がさらに前面に掲げられている。このように、現在の教育訓練行政は、労働者の個人のキャリア形成やキャリアアップにシフトしてきていることは確かであるが、その歴史はたかだかここ数年の話であって、その内容や実績については、いまだ不十分なものである。まして、新規学卒者向けのキャリア形成支援などは、公的な支援システムとして未開拓な分野であり、課題の多いところである。

(1)労働者の能力開発にかかわる政策・制度と問題

労働者の教育訓練という大きな枠組みで捉えるならば、国が直接関与する公共職業訓練や企業内教育訓練に対する支援など、前述のような歴史的経過から現在においても多くのプログラムが提供されている。前者については、求職者（失業状態）をその対象の中心としており、ローコストで受講するためにはハローワークの指示が必要となるなど、受講のためのハードルは高く、必ずしも労働者のニーズを満たしたものとはなっていない。後者についても、労働者からみれば間接的なものとなるため、労働者のキャリアアップという点から見ると、こちらも十分なものとはいえない。そのほか、キャリア形成等に着眼した給付制度についても多くのものが存在するが、そのいずれもが企業を介した間接的なものであり、企業の意思から離れて労働者が自由に利用しうるものはほとんどない。

そうすると、労働者のキャリアアップの直接的な支援という点から重要かつ唯一のものとしては、労働者個人への直接的な経済的支援のプログラムである「教育訓練給付金」制度ということになる。これは、雇用保険制度に基づく労働者への直接の給付であり、原則として3年間の加入期間（一般被保険者）があり、厚生労働省指定の講座を受講した場合に、20万円を上限としてその教育訓練経費の40%（加入期間が5年未満の場合は上限10万円で、20%）相当額が支給されるというものである。つまり、民間の教育機関が実施するプログラムの中から、自らに適切なものを自己の責任において選択し、それに対して受講に要した経費の援助が受けられるという支援枠組みである。

しかし、この制度においても様々な問題点が指摘されている。たとえば、不十分な内容の講座が指定されていて、受講することによって必ずしも十分な効果（キャリアアップ等）が得られないこととか、給付水準が低く（平成15年5月から、雇用保険財政の逼迫や不適切な受給の多発を理由に給付水準が切り下げられた。）、高額なプログラムが受講しにくい等の問題点が以前から指摘されているところである。しかし、最大の問題点は、この支給対象者が雇用保険に加入している労働者であり、かつ、一定の加入期間が要請されているという点である。もちろん、財源等の問題を考えれば、一定の制限はやむを得ないのではあるが、一方で、労働市場というものを広く捉えてみると、すべての人が労働市場の当事者であり、そのすべての人がキャリアアップという点で等しい立場にあるはずである。にもかかわらず、支援策が一定の者に限られているという状況は、必ずしも労働市場のニーズを満たしたものとはいえないであろう。

雇用保険の制度は、労働市場において失業状態となった労働者に対する最低限度の経済

的支援を行うことを目的としたものであり、キャリア形成途上におけるリスクを回避するという性格を持ったものである。しかし、キャリア形成とは、芸能実演家などこれまで「労働者」とは捉えられてこなかった人たちにも共通の利益のほずであり、その点から「労働者」の概念を狭く解する必要性はまったくないはずである。そこで、現行の雇用保険制度では加入要件を満たしていない、芸能実演家らの新たな加入制度などを検討する余地があるのではないか。つまり、保険料の負担額などの調整の必要性はあるが、芸能実演家らが個人で加入する制度を導入することによって、不安定な公演日程等による生活のリスクを回避し、あるいは出産・育児期間中の生活を安定させ、「教育訓練給付金」の対象を拡大することによって芸能実演からのキャリアアップを促進させることが期待できるようになり、現行の雇用保険制度の枠組みでは支援を受けるものが限定されてしまう、という問題点を克服することができるのではないかと考えられる。

さらに、アメリカでは、教育訓練に実際に支出した経費（学費、教材費等の関連支出も含む）を、税控除の対象とする制度（Tax Benefits for Education）が確立している。税控除のメリットは、納税義務のあるすべての人を支援策の対象にすることができるという点である。この制度に関しては、その控除額が不十分であるという指摘がされているものの、一応定着していることを考えると、日本においても税控除という観点から支援策の対象を拡大させることの余地についても議論の価値は十分にあるといえる。なお、日本では所得税について特定支出控除という制度が確立しているが、適用できる要件のハードルが高く、利用者がほとんどいないのが現状である。

(2)学術・教育における専門家能力の向上に関する政策・制度と問題

学校教育分野でのキャリアアップ支援については、求人情報の提供に付随して、大学の就職部での相談や高校等での進路相談などが提供されるなど、相談業務がその中心である。その他、各種資格取得のための情報の提供、あるいは資格取得のための講座を開講するなどして、相談以外の積極的なプログラムも展開されてきている。しかし、それらのプログラムはキャリアアップとしての総合的でシステムティックな取り組みと評価できるものには至っていない。また、経済的支援としては、従来から奨学金制度が存在するが、この支援はあくまでも就学困難者に対する支援の枠組みを出ていなく、キャリアアップという点と直接的に結びつくものではない。このように、学校教育現場におけるキャリア形成の支援は、これまでは極めて限定的なものであった。

最近では新たな取り組みも見られるようになってきている。たとえば、企業と連携したインターンシップ制度の導入、社会人を対象とした大学院の設立（夜間大学院や専門職大学院）、産学協同による社会人の教育訓練プログラムの提供などである。

また、研究者の養成という点に限った話ではあるが、研究者の養成と確保を目的として、日本学術振興会が「特別研究員」の制度を実施している。これは、一定の資格を有する若手の研究者に対し、日常の支援として月額 20～45 万円程度の研究奨励金を支給するほか、必要に応じて別途研究費を支給するというものである。採用期間が3年とされているものの、十分な雇用機会が保障されているとはいいがたい若手研究者の支援としては、それなりの質を有する制度が確立しているといっている。

とはいうものの、大学までの教育機関が果たしているキャリアアップのサポート機能に

については、実際の教育の場面を含めたとしても、必ずしも十分なものではなく、教育資源や物理的な場所について、それが有用に生かされているとはいえないのが現状である。

4. 3. キャリア向上のための施策

(1)国・地方公共団体に求められる施策

①既存制度の拡充

文化庁は、芸能実演家のキャリア向上のための制度として、新進芸術家海外留学制度と新進芸術家国内研修制度を実施しており、すぐれた実績をあげてきている。ただし、現在の制度の下においては、美術関係と音楽関係の留学・研修に対する比重が高いように思われる。

芸術文化振興基本法第 16 条は、国の責務として芸能実演家の「養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずる」と規定しているが、このような研修・育成制度の運営にあたっては、同法第 2 条第 5 号が「文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展を図られなければならない」と規定してその基本理念を明らかにしていることに鑑み、舞踊、演劇、映画、舞台美術、メディア芸術等の各分野についても同等に扱い、これらの諸分野の芸能実演家に対する留学制度や国内研修制度が拡充されることが望ましい。

②求められる新たな施策

文化芸術振興基本法は、文化芸術に係る教育研究機関等の整備等について、第 17 条において、「国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする」と規定している。この規定は、現在、芸能実演家の育成に関する大学その他の教育研究機関については、一部の伝統芸能を除いて、必ずしも充実した環境にあるとは言えないことを反映して定められたものであろう。

このような芸能実演家を育成する教育研究機関のあり方を改善する方法として、近い将来において実現しやすい方策としては、平成 11 年に制度化された専門大学院を私学と連携して設置する方策が考えられる。専門大学院とは、大学における高度専門職業人養成の目的に即した教育研究体制等の整備を推進し、その機能を一層強化するという観点から、大学院修士課程におけるこれまでの高度専門職業人養成をさらに進めて、特定の職業等に従事するのに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的な教育を行う大学院のことをいう。また、この専門大学院の修業年限については、1 年間の 1 年制コースも、社会人の大学院修士課程への積極的な受入れを図っていくことを目的に、大学院で高度な知識・能力を身に付け社会の各分野で指導的な役割を担う人材を養成するために認められている。現在、私学は、特色のある高度教育の付与を目的として、多くの大学が専門大学院の設置を検討していることから、連携しやすい環境にあるといえよう。また、芸能実演家（またはそれを目指す者）にとっても、1 年制コースであれば、短期間に集中して研鑽しうる絶好の場を確保できることになると考えられる。

その一方で、私学助成を受ける私大において、すべての分野の芸能実演家を総合的に育成するには限界がある。文化芸術振興基本法第 2 条第 7 号は、「文化芸術の振興に当たっ

ては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない」としているが、このような文化芸術の国際的発信機能を積極化するのであれば、国立大学またはこれと同等の国立総合芸術学院を新設するか、東京芸大のような大学や機関に、芸能実演家の育成を目的とした学部を新設するのが、最も効率的かつ現実的な策であるといえる。

また、文化芸術振興基本法第2条第6号は、「文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない」と規定していることから、前述の国立案に加え、独立行政法人化する国公立大学の統廃合にあわせて、北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中部、九州といった各地方ごとに、地域伝統芸能の保存およびその実演家の育成をも視野に入れた総合芸術学部を設置すべきと考える。

この各地域の大学における総合芸術学部を設置すべきとの提案は、沖縄に関しては、沖縄振興特別措置法が、第84条において国・地方公共団体の責務として、その文化的所産の保存・活用・振興のための施策を図ることを定めており、また、同法第88条が、「独立行政法人国際交流基金は、沖縄の特性に配慮し、国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい、国際文化交流を目的とする催しの実施若しくはあっせん又は当該催しへの援助若しくは参加その他の必要な措置を講ずることにより、沖縄の国際交流の推進に資するよう努めるものとする」と規定していることから、沖縄における大学をはじめとする教育研究機関において、沖縄の伝統文化の継承と発信を中心にすえ、かつ、国際的に活躍する海外の実演家を教員として招聘して運営される総合芸術学部を設置することが望ましいと考える。

なお、芸能実演家を国公立大学および私立大学における正式教員として採用する施策を積極的に推進するため、大学・大学院等の設置に関する芸能実演家に関する教員資格審査に関する基準を研究し、これを審議・決定した上で、いち早く情報公開することが望まれる。

(2)芸団協に求められる施策

芸団協は、公益法人として、芸能文化の発展に寄与することを目的としていることから、芸能実演家やスタッフのキャリア向上のために、自ら以下の施策を検討し、実施していくことが望ましいと考えられる。

①人材育成

芸団協が、会員のキャリア向上のために、芸能実演家講演会や交流会、などを、より幅広く主催、実施することが期待される。また、同じ目的のために、内外の専門家を招いて、連続した講義のコースを実施することも考えられよう。

さらに、芸能実演家やスタッフのためのキャリア向上のための学術研究は、わが国では十分に成熟したレベルにあるとはいえないことから、「芸能実演家・スタッフに関するプロ育成メソッド確立のための研究」を学者・実演家・スタッフが共同して行うための予算と発表の機会を確保するために、文部省科研費で、同研究を特別研究助成項目に指定してもらうよう文部科学省に働きかけることも一策である。

②大学との連携

国公立大学・私立大学、および、その関連機関に対して、芸能実演家が貢献できる講座・サービスを示し、既存の講座との連携を図ること、および、これと合わせて、新設の学部・学科への参画の道を広げるため、積極的な情報交換を図る施策は、現実的、かつ、有効であると思われる。

このような施策は、既存の大学および関連機関における芸能実演家の育成やキャリア向上のための講座の充実や新規開設を促す効果をもつばかりでなく、芸能実演を鑑賞する市民を増やすことにもつながるものと考えられる。

③仲間である芸能実演家等からの寄付の受入れ団体の設置

わが国における芸能実演家やスタッフの能力の向上やキャリア育成を一番真剣に考えているのは、現在、その分野のプロとして活動している実演家本人と、このような芸能実演を多方面から援助してくれている企業、NPO、および、個人であろう。このため、芸団協は、芸能実演家とスタッフの中・長期的なプロ育成講座を設定する目的で、このような人々から、寄付を受け付けられる体制を確立するべきである。

たとえば、芸団協全体、または、各芸能分野ごとに、(仮称)芸能実演家育成基金を設置し、高額所得者(確定申告の際に税理士によるチェックが必要とされる収入2000万円以上の実演家等の条件を設定)や企業を中心に、寄付控除の範囲内で寄付を求め、運営することが考えられる。また、相続関連による寄付も、当然に視野に入れるべきであろう。また、高額所得者たる実演家による寄付が実現した場合には、当該個人の名前を冠したNPOや財団(〇〇記念芸能実演奨学金財団、NPO等)の設立も考えられる。

このような寄付や法人の設定を行うため、芸団協が、弁護士や税理士などと連携して、その税務や法実務を援助する体制を構築し、積極的な広報活動を行うことが期待されよう。

④対マスコミ講座

わが国は、文化芸術振興基本法の前文に記されているとおり、「経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない」のが現状である。このような状態を改善するためには、国・地方公共団体や芸能実演家の諸活動ばかりでなく、マスコミの果たす役割が非常に大きいといえよう。

芸団協は、マスコミ各社と協賛で、文化部ばかりでなく、その他の分野で活躍するマスコミの人たちに、①芸能実演を理解・鑑賞してもらい、その重要性を認識してもらうため、また、②現在の芸能実演家がかかえる諸問題を理解してもらい、その社会的地位を向上させるため、有料の短期講座を開設し、広く受講者を受け入れ、相互にその発展を期すべきであると考えられる。

4. 4. キャリア転換のための施策

(1)国・地方公共団体に求められる施策

①教育関連

文化芸術振興基本法は、第 24 条において、「国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする」と規定し、学校教育における文化芸術活動の充実を目指している。また、同法第 18 条では国語教育の充実を規定している。

芸能実演家は、このような学校教育における芸術活動を直接的に指導または支援する素養や技能をもち、また、伝統芸能や現代演劇などの諸分野の芸能実演家は、体を通した国語表現を指導・支援する力を持っている。このため、これらの実演家が、学校教育への参画する学校、または、実演家を支援するために、総合学習等における講師となるための一定の講習の設置と資格化、および、芸能実演に関するモデル授業のパターンの設定を行うべきである。

さらに、これらの実演家のうち、キャリア転換を希望し、主に学校でのこれらの諸活動を活動の主体としたり、教員になることを志望する者については、小・中・高校における芸術と国語表現に関する特別教員免許を設置し、正教員となる道を開くべきである。その際、芸能実演家の従来のキャリア形成が、必ずしも大学卒業を要件としておらず、また、大学に進学した者も教員免許を取得する強い動機を持っていたとはいえないことから、このような芸能実演家のための特別教員免許の取得には、一定の講習や学校での単位取得を条件に、大学卒であることを要件とすべきではないと思われる。また、このような資格取得のために、一定の奨学金が貸与されるシステムが構築されることが望ましいと言えよう。

②福祉・医療補助関連

文化芸術振興基本法は、第 22 条において、「国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする」と規定している。このような高齢者または障害者等が充実した文化芸術活動を行うにあたっては、学校教育という場のみならず、福祉関連諸機関においても芸能実演家による支援が不可欠であると思われる。このため、国は、これらの人々の文化芸術活動の支援にあたり、芸能実演家がプロとして指導・協力を行えるだけの予算措置を講じるとともに、芸能実演家でこの指導を本職として希望する者が、これらの人々に十分な指導を行う福祉の専門家となるための資格化や、既存の資格取得のための奨学金貸与の措置を講ずるべきであると思われる。

また、現代医学においては、精神・発育障害のための治療や末期医療等において、芸術文化の果たす役割が大きく認識されるに至っている。このため、これらの治療をサポートする医療補助の専門家や福祉関連の専門家として、音楽療法士、演劇療法士等を資格化することが期待される。そして、芸能実演家から職業転換を図り、これらの資格を取得しようとする希望する者に対しては、その積極的参入を達成するために、奨学金の貸与がなされる

ことが望ましい。

(2)芸団協に求められる施策

芸団協は、上に掲げた国に求める諸施策をさらに研究し、文部省・厚生労働省へ働きかけるべきである。また、これ以外にも、芸能実演経験者が職種転換可能なキャリア・モデルを研究し、かつ、法的根拠のある資格化も含めた提言を行っていくべきであろう。

また、このようなキャリア転換のための資格化が実現する前であっても、芸団協は、全国の教育委員会、福祉関連機関、医師会等と連携し、既存の教育課程、福祉、医療行為の中で、芸能実演家が必要とされるカリキュラム、福祉の拡充、および、医療サポートへの参加に関する情報を把握し、会員団体へホームページ等を通じて発信することができよう。

さらに、諸分野の芸能実演家の意見を取り入れながら、キャリア転換を希望する実演家のために、キャリア転換のためのモデル案や関連情報をホームページや情報誌を通じて発信していくことが期待される。

最後に、芸団協が窓口となり、キャリア転換を目指す実演家に対して、よりよい奨学金ローンを提供するために、銀行協会などと折衝して、基本的なローンの枠組みを作ることを検討するべきであると考える。

(法政大学助教授 永野秀雄／法政大学講師 沼田雅之)